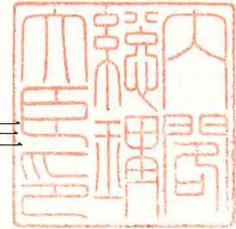


消表対第579号
平成26年12月12日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第11条の規定に基づき、
下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく表示の標準となるべき事項の変更
について

1. 経済産業大臣からの要請に伴う繊維製品品質表示規程（平成9年通商産業
省告示第558号）に係る遵守事項の見直しについて



家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく
繊維製品品質表示規程（告示）における遵守事項の見直しについて

1. 主旨

家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とし、その対象となる家庭用品を指定し、品質に関わる事項を表示の標準として規定している。

家表法第3条第1項の規定に基づき定められた繊維製品品質表示規程（以下「表示規程」という。）においては、現在、衣類等の繊維製品に係る家庭洗濯等取扱い方法の表示について、日本工業規格 J I S L 0 2 1 7（以下「現行 J I S」という。）に基づいて表示することとしているところ、平成26年10月に、繊維製品の取扱い表示記号等に関する新たな日本工業規格 J I S L 0 0 0 1（以下「新 J I S」という。）が制定された。

今般、新 J I S が制定されたことに伴い、表示規程が引用する規格を現行 J I S から新 J I S に変更する改正について、家表法第3条第4項及び第5項の規定に基づき、経済産業大臣名での「表示の標準となるべき事項の変更に関する要請」があった。

このため、家表法第11条の規定に基づき、消費者委員会に諮問を行うものである。

2. 諮問する事項の概要

衣類等の繊維製品に係る家庭洗濯等取扱い方法の表示について、新 J I S に基づいて表示することとするため、現行 J I S を引用する表示規程について所要の改正を行う。

3. 今後の予定

平成26年12月：消費者委員会への諮問

平成27年 1月：経済産業大臣への協議

1～2月：T B T 通報（2か月）

2月：パブリックコメント（1か月）

3月：改正告示の公布
平成28年12月：改正告示の施行

改正告示の公布後、施行までには1年半～2年程度の周知・準備期間を設ける予定。